

池袋西口公園野外劇場 施設概要・ご利用規程

施設概要

面積

〔公園全体〕 3, 1 2 3㎡ 〔舞台〕 約85㎡

主な施設

○大型ビジョン

フルカラーLED 縦 2,880mm×横 10,800mm 6mmピッチ

※大型ビジョンのみの利用はできません

○8chサウンドシステム

○多彩な演出が可能なLEDライト

○トイレ 男性用(大2・小4) 女性用(5) 多目的(1)

使用料

野外劇場使用料

〔平日〕 150, 000円 〔土日祝日〕 200, 000円

○公演・イベント時の大型ビジョン使用料を含みます

○貸し出しは1日単位です。時間貸し・区分貸しはいたしません

付帯設備使用料

〔音響〕 12, 000円 〔照明〕 21, 000円

○使用料には、技術立会員(基本的な機器操作の説明、設営・撤去作業が安全・円滑に進行するための助言をいたします)の人件費が含まれます

○設営・操作・撤去に必要な人員は、別途、利用者をご手配ください

利用可能日時

○利用可能日

保守点検などで休館する日を除く日(土・日・祝日、年末年始を含む)

○利用可能時間 9:00~22:00

ただし、催物の本番として音出しが可能な時間帯は10:00~21:00です

その他

○利用者都合による利用取り消し、利用内容の変更

利用承認後に利用者都合で利用を取り消す場合はお知らせください。ただし、納付済みの使用料等は還付いたしません。また利用承認後、公演・イベントの内容に変更が生じた場合は変更の申請が必要です。著しく内容が変更される場合には、利用承認を取り消し、再度申請していただく場合があります。いずれの場合も、利用変更申請書をすみやかにご提出ください

○利用終了後、来場者数等の資料提出にご協力をお願いいたします

○駐車スペースはありません

○車輛による搬入を行う場合は、技術打ち合わせ時に搬入計画をご提示ください。利用時間外（夜間等）に搬入車輛を留め置くことはできません

○ご利用にあたっては、利用承認書を携行し、必要な場合はご提示ください

○多数の集客が予想され、周辺の交通の混乱につながるような著名人の出演等がある場合は、その点に留意した警備計画を策定、事前に劇場側と十分な打ち合わせを行ってください

○宣伝媒体（チラシ・ポスター、ホームページ等）の会場に関する記載は、修正可能な段階でご相談ください

○利用時間には、入館から搬入・設営(客席椅子の設置を含む)、リハーサル、本番、撤収・搬出、清掃、退館までを含みます。車輛の出入りも含めて利用時間内（9：00～22：00）に行い、原状復帰、鍵の返却をお願いいたします。延長はできませんので、余裕を持った作業スケジュールをお立ていただき、利用時間の厳守をお願いいたします（22：00 完全退館）

○ご利用終了時には、舞台備品の配置（客席椅子を含む）、楽屋レイアウトは必ず原状に戻してからご退出ください

○施設利用の権利を転貸または譲渡することはできません

○ゴミは必ずお持ち帰りください。持ち帰れない場合は、民間業者回収を依頼してください。設置物の処分や清掃不十分な場合は、処理実費を負担していただきます

○設営、本番の音量については、周辺住民や店舗に配慮してください(付近に学習塾、クリニック等があります)

○イベントに無関係な告知、宣伝は禁止します

○公園内・野外劇場は禁煙です

○利用時間中(利用が複数日にわたる場合は夜間も)は、専任の警備スタッフを主催者が配置してください。また、クレーム対応、災害等緊急時の対応等、危機管理体制を含む警備計画を事前に策定して打ち合わせ時に提出してください

○飲食をともなうイベントの場合は、事前に池袋保健所とご相談のうえ「イベント開催届」「行事における臨時出店届」等の書類を提出し、衛生管理を徹底してください。飲食物による施設・公園の汚損が発生した場合は、主催者責任で清掃・原状復帰を行ってください。清掃不十分な場合は、実費をご負担いただきます

○来場者がみだりに公園内・周辺に駐輪せぬよう近隣の駐輪場を案内し、放置自転車が出ないようにアナウンスする等、対策を講じてください

利用の不承認・取り消し・中止

下記のいずれかに該当すると判断されるときは、利用が不承認となったり、利用承認を取り消され、利用中止を求められたりすることがあります

- ・豊島区公園条例および条例施行規則に基づく、利用上の規則に反すると認められるとき
- ・東京都迷惑防止条例に抵触するおそれがあると認められるとき
- ・公序良俗に反し、秩序または風紀を乱すおそれがあると認められるとき
- ・暴力団、これに準ずる団体等反社会勢力の利益になると認められるとき
- ・政治的な主張を伴う集会、宗教的布教活動であると認められるとき
- ・不当な差別的行為を助長するおそれがあると認められるとき
- ・利用申請書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき
- ・施設利用の権利の転貸または譲渡が認められたとき
- ・安全管理上必要と判断して施設が出した指示に従わないとき
- ・自然災害・施設の破損等によって施設の利用が不可能になったとき
- ・その他、施設修繕等の理由により施設管理上特に必要があると認められるとき